

令和5年度の研修計画について



厚生労働省相談支援従事者指導者養成研修資料
厚生労働省サービス管理責任者等指導者養成研修資料
より一部抜粋

相談支援従事者の研修について

令和2年度からカリキュラムを変更しています。

(参考) 令和2年度における相談支援従事者研修の変更の概要

令和元年度まで

- 初任者研修（法定）
 - ・相談支援専門員として従事するための研修
 - ・研修日数：6日間
- 現任研修（法定）
 - ・初任者研修修了後、5年度ごとに受講する研修
 - ・研修日数：3日間
- 専門コース別研修（任意）
 - ・スキルアップのための研修
 - ・研修日数：1日間



令和2年度から

- 初任者研修（法定）
 - ・カリキュラムの拡充
 - ・研修日数の増加（7日間）
 - ・実習の新設
- 現任研修（法定）
 - ・カリキュラムの拡充
 - ・研修日数の増加（4日間）
 - ・実習の新設
 - ・実務経験要件の追加
- 専門コース別研修（任意）
※変更なし
- 主任研修（法定任意）
 - ・研修の新設（5日間）
 - ・一定の実務経験を経て受講

初任者研修及び現任研修において、「実習」を実施します。

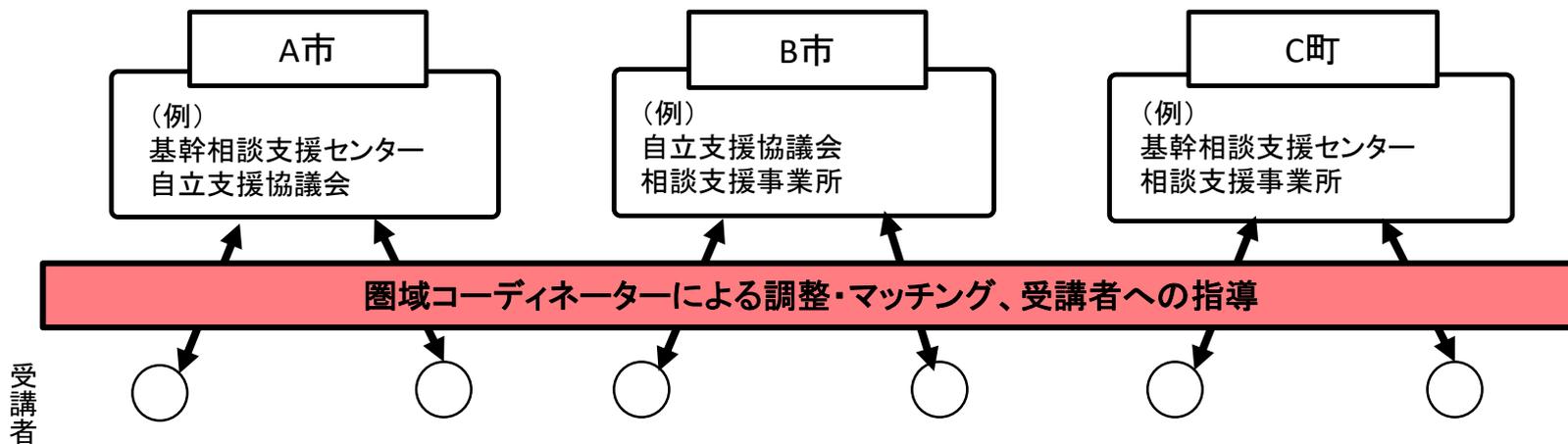
実習について

国の実施要綱に示された標準カリキュラムに基づき、地域の実情を理解し、地域に根差した活動ができる即戦力人材を養成するため、研修期間中に、圏域ごとに配置したコーディネーターの指導・助言を受けながら取り組む「実習」を実施する。

実習期間

- 初任者研修.....8日間の研修期間のうち、5日目の後と、6日目の後に各1か月設定。
- 現任研修.....5日間の研修期間のうち、3日目の後と、4日目の後に各1か月設定。

実習のイメージ



【実習期間における受講者の主な取組例】

- ①基幹相談支援センターでの実習(情報収集等)
- ②市町村協議会への参加(見学)
- ③事業所での実技体験
- ④地域資源の調査

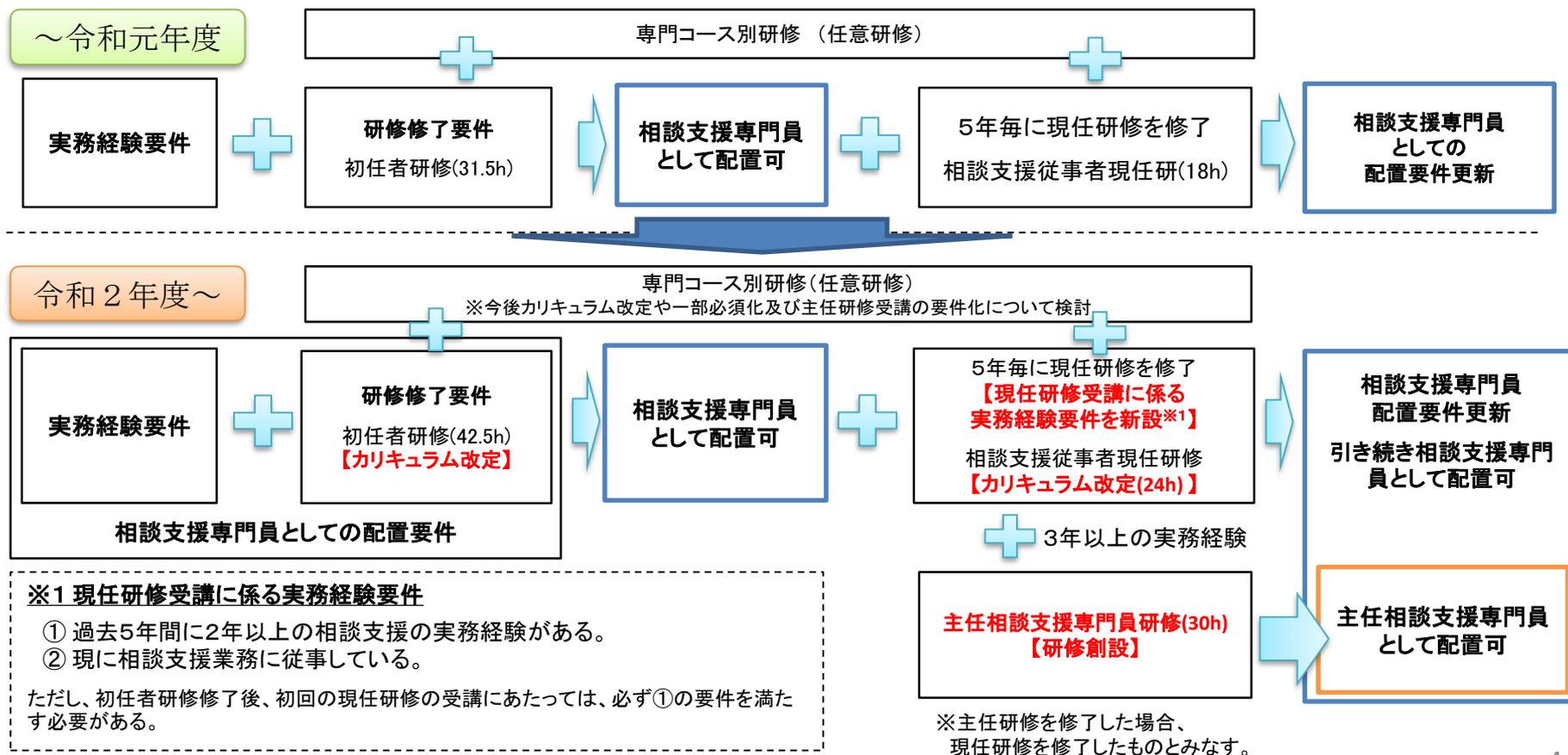
取組後、
レポート
を作成。

【圏域コーディネーター】

圏域の自立支援協議会等において、関係事業所のネットワークづくりや人材育成に関する取組に多年にわたり参画している方

(参考) 相談支援従事者研修の見直し (令和2年度～)

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



サービス管理責任者等の研修について

令和3年度から、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者向けの研修において、新たに「実践研修」を開始しています。

平成30年度まで

○サービス管理責任者等 研修（法定）

- 共通講義
- 分野別研修
 - 1 介護
 - 2 地域生活（身体）
 - 3 地域生活（知的・精神）
 - 4 就労
 - 5 児童発達支援管理責任者

令和元年度から

○基礎研修（法定）

- 共通講義
- 分野別の全分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労、児童発達支援管理責任者）を統一した研修

○更新研修（法定）

- 5年度毎に受講することとされた研修
- 令和5年度までの対象者はH30までにサービス管理責任者等研修を修了した方

○実践研修（法定）（令和3年度から実施）

- 基礎研修を修了後、2年以上の実務を経て受講

○専門コース別研修（任意）

(参考) サービス管理責任者等研修の見直し(令和元年度～)

平成30年度まで

サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修講を受講

サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習を受講

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

サービス管理責任者等基礎研修に**相談支援従事者
初任者研修の講義部分**を含めて実施します。

令和元年度から

※1【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件

児童発達支援管理
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部(講義部分)を
受講

※3【基礎研修】
サービス管理責任者等
基礎研修

OJT
**※2一部
業務可能**

【実践研修】
(令和3年度
から)

サービス管
理責任者等
実践研修

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【更新研修】

サービス管
理責任者等
更新研修

**※5年毎に
受講**

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【専門コース別研修】

「就労」、「介護、地域生活(身体・知的・精神)」、
「児童発達支援管理責任者」別に研修(任意研修)

| 平成30年度まで | 令和元年度から |
|--|--|
| ※1. 実務経験の一部緩和 | |
| ○直接支援業務 <u>10年</u> | ○直接支援業務 <u>8年</u> ※上記以外の実務要件は従前どおりとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の <u>実務要件の共通化は行わない。</u> |
| ○実務経験を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年 | ○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可能。基礎研修修了後 <u>2年の実務を経て</u> 実践研修を受講 【基礎研修受講時の実務経験】（現行→改定後） ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務 8年→6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年 |
| ※2. 配置時の取扱いの緩和 | |
| ○研修修了後にサービス管理責任者として配置可能 | ○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修修了者を、 <u>2人目以降のサービス管理責任者として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可能とする。</u> |
| ※3. 研修分野統合による緩和 | |
| ○各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○研修を修了した分野のみ従事可能 | ○サービス管理責任者の <u>全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施</u> ○他分野に従事する際の <u>再受講は必要なし</u> ※平成30年度までの既修了者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。 |

(参考) サービス管理責任者等研修の変更に伴う経過措置について (令和元年度～)

①平成30年度までに研修修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)
受講

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

②基礎研修修了時点で実務要件を満たしている者について

※R1～R3の基礎研修修了者に限る

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等とみなす。

入職

<実務経験>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

※基礎研修修了後に実務要件を満たした場合を含む。

(参考) 今後のサービス管理責任者等研修制度の取扱い等について

厚生労働省より、現行の研修体系を前提としたうえで、サービス管理責任者等の質の確保を維持しつつ、サービス管理責任者等の人材確保を図る観点について、「実務経験（OJT）」、「やむを得ない事由による措置」の対応を検討していると情報提供がありました。

今後パブリックコメント等の手続を経た上で令和5年6月頃にサービス管理責任者等研修制度に関する告示を改正し施行予定とのことです。

(実務経験(OJT))

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT 2年以上）について、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合は、「6ヶ月以上」とする。

(やむを得ない事由による措置)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠如した場合の措置について、以下のいずれの要件も満たす者については、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）とする。

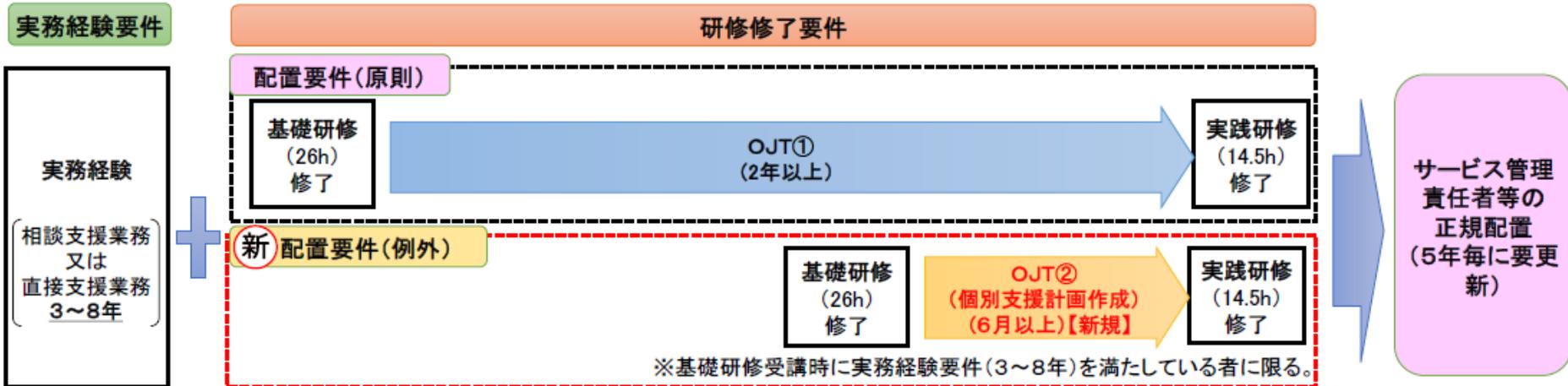
要件

- ・ 実務経験要件を満たす者であること
- ・ サービス管理責任者等の欠如する以前から当該事業所に配置されている者であって、かつ、欠如時に既に基礎研修を修了しており、実践研修の受講に向けたOJTを実施中である者

厚生労働省によるサービス管理責任者等研修制度の取扱いについて(告示改正後予定)

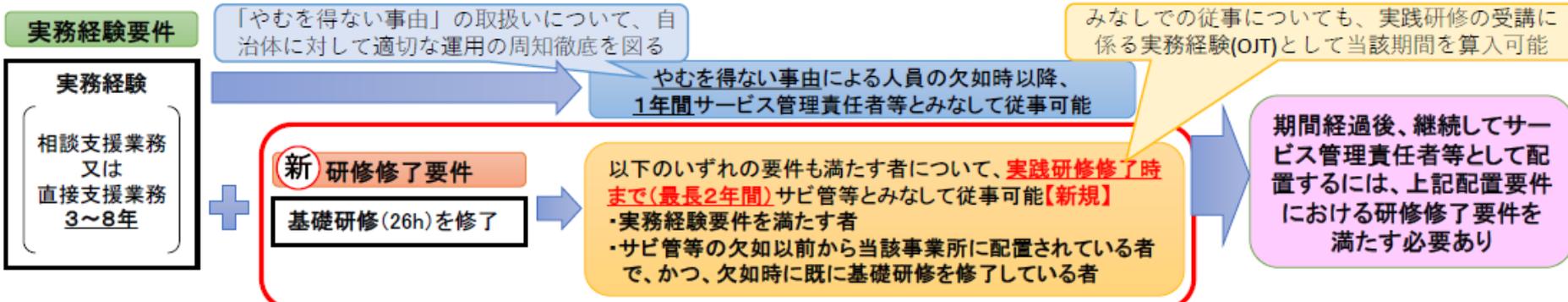
○ 実践研修受講要件としての実務経験(OJT)について、障害福祉サービス事業所等において、実務経験要件を満たした基礎研修修了者が以下の業務に従事する場合は「6月以上」の期間で実践研修の受講を可能とする

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う場合
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う場合



例外的な措置(やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いている場合)

○ 実務経験要件を満たし、人員の欠如時に既に基礎研修修了者である者をサービス管理責任者等とみなして配置する場合は、実践研修修了時までみなし配置を可能とする(最長2年間)。



令和5年度の研修日程について



※日程は確定ではありません。実施要項が定まり次第、県ホームページに掲載し、募集を開始しますので、ご確認をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、研修を延期、中止又は変更することがあります。

○実施要項掲載URL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/60414.html>

相談支援専門員研修

| 研 修 名 | 募集開始 | 開催月 |
|-------------------|------|--------|
| 相談支援従事者 初任者研修 | 4月 | 6月～8月 |
| 相談支援従事者 現任研修 | 6月 | 8月～11月 |
| 主任相談支援専門 員養成研修 | 12月 | 2月～3月 |

※初任者研修及び現任研修については、講義・演習のほか、期間中に2回**実習**があります。

※相談支援従事者専門コースについては、サービス管理責任者等専門コースと同日に開催となります。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

| 研 修 名 | 募集開始 | 開催月 |
|--|------|---------|
| サービス管理責任者等 基礎研修 (相談支援従事者初任者研修の講義部分を含む) | 5月 | 8月～10月 |
| サービス管理責任者等 実践研修 | 7月 | 10月～11月 |
| サービス管理責任者等 更新研修 | 9月 | 12月～1月 |
| サービス管理責任者等 専門コース別研修 | 9月 | 12月 |

※基礎研修の講義に、**相談支援従事者初任者研修の講義部分を併せて行います。**
 (別で相談支援従事者初任者研修を受講せずとも、サービス管理責任者等の研修要件を
満たします。)

※専門コースは相談支援従事者専門コースと同日開催となります。

居宅介護職員初任者研修等

| 研 修 名 | | 募集開始 | 開催月 |
|----------------------------|----------------|------|-------------|
| 重度訪問介護従業者養成研修 | 講義・実習 (4日間) | 5月 | 8月 |
| 強度行動障がい支援者 養成研修(基礎研修) | 講義・演習 (2日間) | 4月 | 7月～8月 |
| 強度行動障がい支援者 養成研修(実践研修) | 講義・演習 (2日間) | 8月 | 11月 |
| 障害者ピアサポート研修 (基礎研修・専門研修) | 講義・演習 (4日間) | 未定 | 年度後半を 予定 |

※同行援護従業者養成研修等は、指定研修事業者が実施します。